1. はじめに

いじめは、児童の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって、いじめを受けた児童を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、本校でも起こり得るとの認識をもって取り組まなければならない。

2. いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人間関係にある他の 児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(ネットを通じて行うものも含む)であって、 当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、法に定められた定義に基づき行うものとする。 その際、いじめられた児童の立場に立つことを基本とし、表面的、形式的に判断するのではなく、いじめ には様々な態様があることを踏まえ、児童の言動をきめ細かく観察するものとする。

- ・一定の人間関係とは、学校の内外を問わず、同じ学校の児童や塾等児童が関わっている仲間や集団など、 当該児童と何らかの人的関係を指す。
- ・物理的な影響とは、身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられた りすることや、ネット上での誹謗中傷なども意味する。
- ・外見的に、喧嘩のように見えることでも、事実の全容をしっかりと見極め、児童が感じる被害性に着目 し、いじめかどうか判断する。
- ・ネット上で悪口を書かれた児童が、そのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合についても、加 害行為を行った児童が判明した場合は、いじめと判断して適切な対応をとる。

3. いじめの理解について

①いじめに見られる集団行動

いじめは、加害・被害という二者関係だけでの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬ振りをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」も、いじめを助長する存在である。 また、一見仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲の者からは見えにくい構造もある。

さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、ネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下 SNS)でのやりとりの中でつくられる関係についても留意する。

②いじめの態様

いじめは、冷やかしやからかい、悪口等見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要等がある。たとえ、冷やかしやからかい等、一見仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。

特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた児童の心情を踏まえて適切に認知する。

本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、次のような例を参考にしながら判断するものとする。

〈暴力を伴うもの〉

- ・軽くぶつかられたり、遊ぶ振りをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする等

〈暴力を伴わないもの〉

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- 金品をたかられる
- ・金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

4. いじめの防止等の学校の取り組みについて

①いじめの防止等の対策のための組織

ア いじめの防止等に組織的に対応するために、学校長が任命した構成員からなる、「いじめ・不登校等対策委員会」を設置する。

- イ 構成員は次の通りとする。校長、教頭、教務、生活指導主任、学推、養護、各学年1名、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー
- ウ 「いじめ・不登校等対策委員会」は次のような役割を担う。
 - ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係わる情報の収集と記録、共有を行う役割
 - ・いじめの疑いに係わる情報があったとき、緊急に会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係 のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対 応を組織的に実施するための中核としての役割 等

②未然防止

ア 道徳教育の充実

教育活動全体を通じて、児童にかけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育の充実を図る。

イ 学級会活動等の活性化

学級会活動等で児童が自らの力で問題を解決し、自治的な能力を身に付けられるよう、児童による 自主活動や主体的な活動をあらゆる機会を通じて行う。

ウ 児童の人権意識の向上

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。この事をしっかりと受け止め、児童に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、自他の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。また、児童一人一人が大切にされ、安心安全が確保される環境づくりに努める。

エ 家庭・地域の協力

本校が取り組むいじめ防止について、保護者への理解を促すとともに、PTA と情報交換したりするなど、いじめ防止のために家庭・地域が相互協力できる関係づくりを進める。

オ インターネット上のいじめの防止

児童に SNS 等を含むネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害行為であることを指導するとともに、児童にネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。また、保護者に対して、ネットの利用に関する家庭でのルールづくり等を周知徹底する。

③早期発見·早期対応

ア 早期発見

- ・日頃から学級担任等がいじめ等がないか子どもの様子に目を配るようにする。
- ・いじめ・子ども人権アンケートを10月に実施する。 $1\sim4$ 年は記名で、 $5\cdot6$ 年は無記名で行う。 気なることがあれば、個別に対応し解決するとともに、内容によっては全体で共有し解決する
- ・家庭訪問や個人懇談会の際、保護者からの声にしっかり耳をかたむける。

イ 早期対応

• 安全確保

いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

• 事実確認

いじめを認知した場合や児童がいじめを受けていると疑われる場合は直ちにいじめの事実の有無を 確認する。

・指導・支援・助言

いじめが確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、その再発を防止するため、複数の教職員等によっていじめを受けた児童やその保護者への支援、いじめを行った児童への指導やその保護者への助言を継続的に行う。その際、対応した記録を残しておく。

•情報提供

事実関係が明確になった情報を、いじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者に必要に応じて提供する。

ウ 関係機関との連携

いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、教育的配慮や被害

児童の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談し適切に援助を求める。なかでも児童の生命、 身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は直ちに警察に通報する。

エ インターネット上のいじめへの対応

ネット上に不適切な書き込みがある場合、そのサイトを確認し、デジカメ等で記録した上で、当該児童及びその保護者に了解をとり、不適切な書き込みのあるプロバイダに連絡し、削除を要請する。 犯罪行為と認められる場合は、削除要請前に警察に通報・相談する。

④教職員の資質能力の向上

「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童としっかり向き合い、いじめの防止にきっちり取り組める資質能力を身につけられるよう校内研修を行う。

⑤家庭・地域との連携

保護者や地域住民との信頼関係を構築し、児童の家庭や地域での様子を気軽に相談できる体制を整備する。また、いじめ防止の取り組みについて、保護者に理解を得て様々な情報交換を行う。

⑥継続的な指導・支援

いじめを受けた児童については、継続的な心のケアに努めるとともに、いじめをを行った児童については、いじめの背景にあるストレス等を取り除くよう支援するとともに、相手を思いやる感情等を指導する。また、当該児童の保護者と連絡を取り家庭での様子や児童の言動を把握する。

5. 重大事態への対処

①重大事態への判断・報告

次のような重大事態が発生した際、直ちに適切な対処を行う。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童が相当に期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - ●生命、心身又は財産に重大な被害については、次のようないじめを受けた児童の状況に着目して判断する。
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を負った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ●相当の期間については、年間30日をめやすとする。ただし、児童がいじめにより一定期間、連続して欠席している時も直ちに適切な対処を行う。

②重大事態の調査の実施と結果の提供

- ア 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。
- イ いじめ・不登校等対策委員会が中心となって事実内容を明確にするための調査に当たる。
- ウ 調査でアンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童や保護者に説明するなどの措 置を行う。
- エ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時いじめを受けた児童及びその保護 者に対して提供する。

6. 年間計画

5月	家庭訪問、いじめなくそうデー	11 月	いじめなくそうデー、職員研修
6月	いじめなくそうデー	12 月	いじめなくそうデー
	いじめ・不登校等対策委員会		いじめ・不登校等対策委員会
7月	いじめなくそうデー、 個人懇談会	1月	いじめなくそうデー
8月	職員研修	2月	いじめなくそうデー
9月	いじめなくそうデー	3月	いじめなくそうデー、職員研修
			いじめ・不登校等対策委員会
10 月	いじめなくそうデー		
	いじめ・子ども人権アンケート		